

盛岡地方振興局長告示第60号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、松川土地改良区（八幡平市）の松川土地改良区、長者屋敷、長崎堰、鴨田川、アセ沼、伊ヶ沢、野口、渋川、水窪及び高川頭首工管理規程を認可した。

なお、当該管理規程の概要は、次のとおりである。

平成21年8月11日

盛岡地方振興局長 望 月 正 彦

1 取水及び出水に関する事項

（1）各頭首工の堰高は、長者屋敷2.50メートル、長崎堰1.128メートル、鴨田川0.65メートル、アセ沼0.90メートル、伊ヶ沢0.60メートル、野口0.50メートル、渋川1.50メートル、水窪0.80メートル及び高川0.80メートルを上限とする。

（2）取水期間は、毎年5月2日から9月20日までとする。

2 洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

3 頭首工を操作するために必要な機械器具及び観測設備の点検及び整備に関する事項

4 その他頭首工の管理に関し必要な事項